

五代内官考

友永 植

はじめに

筆者は嘗ていわゆる宋朝皇帝独裁体制の実態を明らかにする試みの一環として、宋朝の内官について些か卑見を述べた¹⁾。本稿はこれの前史的考察である。

唐朝において内官が専横を極め、結果として唐室の社稷を傾けたことは周知の通りである。宋朝は『宋史』卷四六六、宦者伝の序文に、

宋世待宦者甚嚴。太祖初定天下、掖庭給事、不過五十人。宦寺中年、方許養子為後。又詔、臣僚家毋私蓄閹人、民間有閹童孺為貨鬻者、論死。去唐未遠、有所懲也。厥後、太宗却宰相之請、不授王繼恩宦。真宗欲以劉承規為節度使、宰相持不可而止。

(傍点は筆者、以下同様)

とある如く、唐朝の弊害に鑑み、国初より内官の員数や叙任或いはその養子や閹人の私蓄等に厳しい制約を加え、その権勢伸長の防止に努めた。しかし、一方では外廷の文武官僚に準じ、内官を軍事・警察・財務等に関する差遣や臨時の職任に充当するなど、内官の属性であるいわゆる家産官僚的特質を大いに活用することも怠らなかつた²⁾。

筆者は宋朝におけるこのような内官運用の特色が、唐末から宋初にかけての歴史過程で如何にして生成されて行つたかということに関心を寄せている。小論では五代諸政権の内官に対する姿勢を分析することで、この点を考察してみたい。

五代の内官に関しては、それが唐代ほどに政治上に顕著な足跡を留めていないこともあり、研究の蓄積は決して厚くない。当該時代の内官を専門的に考察したものと³⁾しては、余華青氏の『中国宦官制度史』がある。当書は先秦以降の全王朝時代を対象とした研究であり、五代はその一部に過ぎないが、当代内官の政治的動向と制度的展開を一通り論述している。ただ、本書は歴代の内官の動静を追跡することを主眼としているため、考察の対象が内官に絞られ、官僚機構全体を俯瞰しながら内官をめぐる動きを意味付けるといった視点が欠けている。

筆者は当該時代の内官の動向は当時の政治的背景と不可分で、特に内諸司使や三班官といった武官系の官僚の動向と密接に関連していると考えている。これらの官職系については嘗て些か論じたところである⁴⁾が、小論ではそこで確認した知見や先学の高論を踏まえながら、政府の内官運用における姿勢について卑見を述べてみたい。

一 唐末の内官をめぐる動き

唐から宋にかけての内官の動向を概観するとき、唐末に生じた事態のもつ意味は極めて大きい。よく知られている事件ではあるが、まずはこの一件から話を始めたい。唐末の状況を述べるに当たり、唐一代の内官の動静を一瞥しておく。これについては『唐書』宦者伝(卷二〇七)の序文が要領よく纏めているので、これを意識することで概説してみよ

う。

唐初、内官は政府の厳しい管理下に置かれ、その活動は所属官庁である内侍省下の職事に限定され、内侍省の長官（内侍）の位階も四品に制限されていた。しかし、則天武后朝より徐々に官員が増加し、中宗朝には黄衣が二千人、七品以上の員外官が千人に上った。やがて、玄宗朝に至って大きな転機が訪れた。すなわち、玄宗は内官を寵用し官爵の授与を惜しまなかった。結果として、黄衣以上が三千人、朱衣・紫衣が千余人に及び、三品將軍を拜する者、君側に侍って重用される者、地方に使者を奉じ郡県を騷擾させる者、藩鎮の監軍として藩帥を凌侮する者が輩出した。次いで、更なる転機が徳宗の時に訪れた。すなわち、徳宗は神策軍以下の禁軍の統轄職として護軍中尉・中護軍を設け、これに内官を任じた。この結果、内官は軍権を後楯に朝政の実権を掌握するに至った。かくて、皇帝も内官に左右されることとなり、暗君は欺かれ、明君は禍を蒙った。以下、『唐書』の文章をそのまま借りると、「玄宗以て遷崩し、憲（宗）・敬（宗）以て弑殞す。文（宗）は以て憂憤し、昭（宗）に至りて天下亡ぶ。禍は開元に始まり、天祐に極まれり」という。（括弧は筆者、以下同様）

しかし、この様に専横を極めた内官も唐末昭宗朝に及んで予想だにできなかった事態に直面した。すなわち、『資治通鑑』（以下、『通鑑』と略す）卷二六三、唐昭宗・天復三年春正月庚午の条に、

（朱）全忠・崔胤同対、胤奏、（中略）請悉罷諸司使、其事務尽歸之省寺。諸道監軍、俱召還闕下。上從之。是日、全忠以兵驅宦官第五可範等數百人、於内侍省尽殺之。冤号之聲、徹於内外。其出使外方者、詔所在收捕誅之。止留黄衣幼弱者三十人、以備洒掃。（中略）自是宣伝詔命、皆令宮人出入。其兩軍内外八鎮兵、悉屬六軍、以崔

胤兼判六軍十二衛事。

とある如く、密かに僭位の野望を抱く宣武軍節度使朱全忠が、内官を疾視していた宰相崔胤と結び、篡奪の事前工作として内諸司使及び諸道の監軍使の廃止を奏請し、勅許を得るや、内廷清掃員三十人を残して内外の内官を悉く誅殺したのである。かくて、ここに唐朝の内官集団は殆ど消滅に近い状態に陥ったのであった。⁵⁾

二 五代の内官をめぐる動き

さて、唐末のこのような事態をうけて五代の内官は如何なる様相を見せるのか。五代における彼らの動向を考察に当たると、『旧五代史』と『通鑑』からその事跡を無作為に最大限採録し、年表形式に整理してみた。表1がそれである。以下、当表から窺われる傾向を分析しながら、その実態を考察してみたい。因みに、表中、内官の肩書きは内侍省關係と内諸司使系統の官銜に区別し、官銜が明記されずただ宦官・内臣・中使等とあるものは「汎称など」として括った。

(1) 五代内官の機構

五代の内官の府については正史に記載がないので、内官の個別の事跡からその概要を窺うより術はない。表1の内官の官銜を見ると、後唐から後漢にわたって行内侍省内侍・判内侍省・知内侍省・内常侍等の官名が拾える。内侍・内常侍は唐の内侍省の長・式であり、知内侍省・判内侍省の官称も唐の知内侍省事⁶⁾（内侍省の統括職）を指すものと考えられるので、前掲の余華青氏も指摘されているが、五代の内官の機構は唐の

表1 五代内官の動向

王朝	皇帝	元号	年	月	人物	内官の官銜			事柄	出典
						内侍省関係	内諸司使系	汎称など		
後梁	太祖	開平	3	7				黄門	勅し、黄門をして諸道の奉進を誘導せしむ	『旧五代史』4
		乾化	1					内臣	派遣されて、太祖の兄、全昱を都外に餞送す	『旧五代史』12朱全昱伝
	末帝	貞明	1	8				中使	晋と対峙する最前線の将劉鄩の戦意を疑う末帝に派遣されて、督戦す	『通鑑』269
			1	10	夏彦朗			宦官	随駕兵馬都監夏彦朗、居人の第舎を侵占し、処刑さる	『旧五代史』30
			2	1	馬紹宏			宣徽使	契丹の幽州侵攻に当たり、北面行營招討軍の監軍に任ず	『通鑑』273
			2	1				内官	諸道に隠棲せる内官を朝廷に召還し、内諸司使・監軍に補任す	『旧五代史』31、『通鑑』273
			2	2	馬紹宏				内勾使に任じ、三司の財賦を勾当せしむ	『通鑑』273
					宋唐玉	行内侍省内侍			枢密副使	通義大夫より左監門衛將軍同正を拜す、前により枢密副使
		楊希朗	行内侍省内侍			内客省使	通義大夫より右監門衛將軍同正を拜す、前により内客省使			
					李紹宏	判内侍省		宣徽南院使	特進・左監門衛將軍同正より右領軍衛上將軍を拜す	
			2	5	李紹宏			宣徽使	契丹の侵攻に当たり、(東北面)招討都監に任ず	『旧五代史』32
			2	5	宋唐玉			枢密副使	潁州に派遣されて、叛將楊立に勅書を賁い招撫す	『旧五代史』32
			2	10	柴重厚			※天平軍監軍使	特進・右領軍衛將軍同正を拜し、鳳翔監軍使に充てらる	『旧五代史』32
			3	3	王允平			宮苑使	宦者 伶人景進と民間より宮人千余人を集める	『旧五代史』32、『通鑑』273
			3	4				中使	太后の命により、太妃に医薬を賜う	『通鑑』273
	莊宗	同光	3	9	李從襲			供奉官	前蜀征討に当たり、中軍馬歩軍都監(『通鑑』:中軍馬歩都指揮監押)に任ず	『旧五代史』33、『通鑑』273
					李延安			高品	前蜀征討に当たり、魏王(李繼岌)衛通謁に任ず	
					呂知柔			宦者	蜀に派遣されて、郭崇韜に機関を促す	
			3	12	馬彦珪			衣甲庫使	成都に派遣されて、郭崇韜の去就を観察し、跋扈の状が認められれば、魏王李繼岌と図らしむ	『通鑑』274
			4	1	李延安			※西川行營都監	高品 西川の楽人を進む	『旧五代史』34
	後唐		4	2				中使	派遣されて、前蜀征討軍に西平王朱友謙の子、遂州節度使朱令徳を殺害する密命を傳達す	『旧五代史』74康延孝伝
			4	2	李紹宏	知内侍省		宣徽南院使	特進・右領軍衛上將軍より驍騎大將軍・守武衛上將軍を拜し、枢密使に充てらる	『旧五代史』34
					宋唐玉			枢密使	特進・左威衛上將軍を拜し、宣徽南院使に充てらる	『旧五代史』34
			4	2	白從訓			中使	兵に擁立された李嗣源に詔を賁い諭す	『旧五代史』34
			4	2				中使	派遣されて、蜀の魏王李繼岌に帰還を促す	『通鑑』274
			4	3	向延嗣			中官	派遣されて、所在に詔し蜀主王衍並びに一族を誅殺せしむ	『旧五代史』34
			4	3	楊希望			※青州監軍	宦官 同光中、青州監軍に任じ、軍政を専制す	『旧五代史』36
			?		呂・鄭			内官	同行中、太原において兵と倉庫をそれぞれ監督す	『旧五代史』56符彥超伝
			4	4				中使	従馬直指揮使郭從謙の作乱に際し、派遣されて、蕃漢馬歩使朱守殷を召す	『通鑑』275
			1	4				内官	宦者・内官等を削減し、内諸司使の有名無実を廃止す	『旧五代史』36
	明宗	天成	1	4				宦官	後宮100人・宦官30人・教坊100人・鷹坊20人・御厨50人を留めて、残りを出し、内諸司使の有名無実を廃止す	『通鑑』275
			1	5				宦官	莊宗受難後、太原に逃亡していた宦官70余人を誅す	『旧五代史』36、『通鑑』275
			2	2				中使	派遣されて、莊宗を弒逆した旧従馬直指揮使郭從謙並びに一族を誅す	『旧五代史』38
			2	8				内臣	史官上言し、内中の宮事、詔書の奏封を内臣に抄録させ、史館に送るを請う	『旧五代史』38
			?					中使	派遣されて、行尚書左僕射致仕した鄭珪を撫問す	『旧五代史』57鄭珪伝
			1		苟成又			中使	東川董璋の割拠に際し、兵を率いて閬州に赴く	『旧五代史』62董璋伝
			2	4	安希倫			内官	安重誨の密命を受け、明宗の起居を伺った罪により誅さる	『旧五代史』42
			2	5	孟漢瓊			武德使	右衛大將軍知内侍省を拜し、宣徽北院使に充てらる	『旧五代史』42
			2	5	孟漢瓊				知内侍省事・宣徽北院使に補せられ、王淑妃と結託して用事、人みなこれを憚る	『通鑑』277
			4	11	孟漢瓊			宣徽使	秦王李從榮の謀叛後、派遣されて、宋王李從厚を後嗣として鄭都より召す	『旧五代史』44
			1	閏1	孟漢瓊	知内侍省		宣徽南院使	驍騎大將軍・左衛上將軍に開府儀同三司を加えられ、忠貞扶運保泰功臣を賜う(『旧五代史』孟漢瓊伝:閏帝の即位に貢献したことで「尤も恩寵を待む」)	『旧五代史』45、72孟漢瓊伝
	閔帝	應順	1	3				中使	潞王李從珂の入朝に当たり、太后・太妃より派遣され、潞王を迎えよす	『通鑑』279
			1	11	秦繼舜			宦者	唐主(末帝)に遣わされ、昭信節度使李贊華(契丹主の兄)を殺害す	『通鑑』280
	高祖	天福	2	6	史進能			内班	魏府の范延光の反乱に際し、派遣されて滑州節度使符彥饒に信箭を賜う	『旧五代史』76
			2	7				中使	派遣されて、侍衛馬軍都指揮使を殺害した滑州節度使符彥饒を誅殺す	『旧五代史』91符彥饒伝
			3	11				宦官	宰相桑維翰・李松の枢密使兼任を宣徽使劉處謙と宦官が悦ばず	『通鑑』281
			4	3	趙處玘			内臣	派遣されて、華山の隠者・道士を徴す	『旧五代史』78
			7	5				宦者	高祖病に臥し、宦者をして馮道に幼子・重睿を懐かしむ	『通鑑』283
			7	7				中使	中書省に派遣され、宰臣馮道に生辰の器幣を賜う	『旧五代史』78
	少帝	開運	3	12				宦者	契丹に降った出帝の開封への移動に、宦者・宦者十余人が扈從す	『通鑑』285
			4	1				内官(宦官)	遼に拘束され北行する少帝に宦者・内官(30人)が扈從する(『通鑑』天福12/3:宮女・宦官数百人)	『旧五代史』85
			?	?			宦官	侍衛馬軍都指揮使李彥韜と結託し、外情を通じせしめず、君を危亡の地に陥す	『通鑑』286	
	後漢	隱帝	乾祐	2	5			宦官	宣徽使孟承誨と結託す	『旧五代史』95孟承誨伝
				2	6				中使	派遣されて、帰順を示す長興軍の叛乱將校趙思緒に官告・国信を賜う
								中使	河南諸州の蝗害に当たり、派遣されて所在の川澤山林の神を祭る	『旧五代史』102
								中使	派遣されて、枢密使楊邠の辞意を慰留す	『旧五代史』103、『通鑑』289
			3	閏5				中使	派遣されて、司天監に徳を修める方途を問う	『通鑑』289
			3	11	辛從蕃	内常侍			隱帝のクーデタに際し、楊邠・史弘肇等とともに誅さる	『旧五代史』103
			3	11	鸞脱			小豎(内養)	先に派遣されて、枢密使郭威の率いる鄴軍の動向を偵察す(『通鑑』:内養鸞脱)	『旧五代史』103、『通鑑』289
			3	11				中使	太后の命を外廷に伝える	『旧五代史』103
			3	12				中使	監国郭威の命を受け、郭威の登極を揚言せし將校の軍を就糧所に監送す	『旧五代史』110
			4	1				中使	司天監に使いす	『旧五代史』103
	太祖	廣順	2	10				中使	派遣されて、三司使李穀の辞意を慰留す	『通鑑』291
			3	3				中使	派遣されて、南唐の清淮節度使に降伏を招諭する南唐の司空孫晟に同行す	『通鑑』293
	世宗	顯德	3	12				中使	派遣されて、下蔡築城の丁夫を河南の諸州から徴発す	『通鑑』293
			4	4	孫延希			内供奉官(宦官)	永福殿の修築を監督し、不行届の罪で誅さる(『通鑑』:宦官孫延希)	『旧五代史』117、『通鑑』293

注) 内諸司使欄の※印は内諸司使以外の官職。また、枢密使・副は内諸司使に含まれないが、その原初形態が内諸司使に類するので同欄に掲げた。供奉官についても同様。

内侍省の組織をそのまま継承していたものと推測してよからう。ところで、官衙については内諸司使系の官名が後唐朝に集中して見られる点が注目されるが、これについては後に言及したい。

さて、話を内官の事跡に移そう。当表を一見して了解されるのは、後唐、特に莊宗朝の事跡が圧倒的に多いということである。そこで、ここを一つの画期と見て、その前後で便宜的に時期を区分し各期の事跡を検討してみる。

(2) 後梁・後唐の内官

表に見るとおり、後梁の内官については極めて史料が少ない。唐末に内官を粛清した朱全忠が、後梁を建国した後に改めて内官を復置したことはまず考えられない。恐らく、後梁においては唐末の状況が受け継がれ、内廷の雑用に従事する若干の要員のみが残されたものと推測する。勢いその足跡も残りにくいわけである。また、その活動に関しても、末帝の時に晋と対峙する前線で中使が督戦した一例を除き、時局に関わるような際立った動きは認められない。

ところが、晋の李存勗（莊宗）が後梁を滅ぼし後唐を建国すると、事態は大きく変化した。すなわち、『通鑑』卷二七三、後唐莊宗・同光二年春正月の条に、

勅、内官不応居外。応前朝内官及諸道監軍、并私家先所畜者、不以貴賤、並遣詣闕。時在上左右者已五百人、至是殆及千人。皆給贍優厚、委之重任、以為腹心。内諸司使、自天祐以来、以士人代之。至是復用宦者、浸干政事。既而復置諸道監軍、節度使出征、或留闕下、軍府之政、皆監軍決之。陵忽主帥、怙勢争權。由是藩鎮皆憤怒。

とある如く、大唐の後継者を自任する莊宗は、朱全忠による粛清を免れて民間に隠棲していた内官を闕下に召還し、これを腹心として用いた。彼らは再び内諸司使や諸道の監軍使に任じられ、その員数は千人に及んだという。かくて、唐末以来消滅に瀕していた内官集団は、二〇年を経てここに復活を遂げたのであった。莊宗朝に内官の事跡が多数検出されるのは、この様な事情を背景としていたのである。また、後唐朝に内諸司使系の官衙が集中して見られることも了解されよう。

莊宗が内官を重用した事実は史料に散見するところであるが、いま表1によれば、宋唐玉・李紹宏・楊希朗がそれぞれ枢密副使・宣徽院使・内客省使といった内諸司使系の要職に補任されていることが確認される。特に李紹宏はその権勢を憚った枢密使郭崇韜の一計で、国家財務機関三司を総攬する内勾使を兼ねたという⁷⁾。軍事に関しては、藩鎮の監軍使が復置され、藩帥の権を干犯したことは上掲史料にある通りであるが、地方に大軍を展開させる臨時の軍事行動においても、内官が添差され行営の軍政を監督した。中でも六万の禁軍を動員した前蜀遠征には、中軍の馬歩軍都監に李從襲、行営招討使郭崇韜の実質的目付である魏王府通謁に李延安・呂知柔がそれぞれ任じられた⁸⁾。ほか、内官が頻りに前線へ派遣され密命の遂行に携わっている。また、この様な内官の重用と軌を一にして後宮の経営も拡大された如くであるが、当然のことながら内官はこれに関与し、民間婦女子の収容に奔走したという。

ところで、上掲史料にもある如く、この様な莊宗の内官重用は内外臣僚の離背を招き、これが契機となり莊宗政権は崩壊した。そこで、次ぎに即位した明宗は、『通鑑』卷二七五、後唐明宗・天成元年夏四月庚子の条に、

監国（後の明宗）下教、（中略）又罷諸道監軍使。以莊宗由宦官亡

国。命諸道尽殺之。

とあり、また同月甲寅の条に、

大赦改元。量留後宮百人・宦官三十人・教坊百人・鷹坊二十人・御厨五十人、自余任從所適。諸司使務有名無実者皆廢之。

とあるが如く、莊宗の失政に鑑み、諸道の監軍の抹殺と内廷内官の削減・放逐、内諸司使の整理を断行した。かくて、内官集団は復活後わずか二年余にして再び唐末の旧態に戻ったのであった。

明宗一代の内官への姿勢は、基本的にはこの即位直後の抑制方針に沿うもので、内官の活動も、中使荀咸父が閩州に派遣され東川節度使董璋の割拠を控制した一件を除き、時勢に関わるような顕著な事跡は確認されない。ただ、彼の晩年、妃嬪の横恣を許したことから、一時内官の跳梁を招いたことがあった。『通鑑』卷二七七、後唐明宗・長興二年五月己卯の条に、

以孟漢瓊知内侍省事、充宣徽北院使。漢瓊本趙王鎔奴也。時范延光・趙延寿雖為枢密使、懲安重誨以剛愎得罪、每於政事不敢可否、獨漢瓊与王淑妃居中用事、人皆憚之。先是、宮中須索、稍踰常度。重誨輒執奏。由是非分之求殆絶。至是、漢瓊直以中宮之命、取府庫物、不復関由枢密院及三司、亦無文書、所取不可勝紀。

とあって、もと鎮州節度使王鎔の小豎で明宗の鎮州赴任時より臣従するようになった知内侍省事・宣徽北院使孟漢瓊が、枢密使范延光・趙延寿の姑息な執政の際に乗じて、後宮の王淑妃と結託し権力を専らにしたことを伝えている。この後、孟漢瓊は次の閔帝の即位に功があったことにより、「尤も恩寵を待み」、開府儀同三司・驃騎大將軍を加えられたが、閔帝から末帝への政權交代の間に誅殺された。

この様に明宗の晩年から閔帝にかけて、内官孟漢瓊が一時權勢を伸ば

し、政局に関与するまでの動きを見せた。しかし、それは飽くまで後宮の勢いを借りた彼の個人的な専横であつて、内官集団をして政治に関与せしめた莊宗朝の状況が再現したものではなかった。

以上要するに、後梁・後唐における政府の内官運用は、唐制に倣おうとした莊宗朝を除き、内官の活動を内廷に限定し、外廷政治における起用を極力控えることを基本的方針としたと理解してよからう。

(3) 後晋以降の内官

次に後晋朝以降における内官の事跡を検討してみよう。表1より当該時期の特色を窺うに、まず容易に看取されるのは後唐朝に比べ各王朝とも検出された事跡の件数が少ないことである。事跡の所出である『旧五代史』や『通鑑』の叙述の性格を考えれば、その様な傾向は外廷政治に内官が関与する度合いが低下してきていることを意味する。事実、その事跡から窺える彼らの任務も概ねが皇帝乃至は内廷の私的な使命を帯びた一時的な職任であり、乱世においては政治的に重要な軍事関係の職任は殆ど看取されない。

さて、後唐莊宗が内官を内諸司使に復用し、明宗が後にこれを大幅に制約したことは前述したところである。後晋以降はこの明宗朝の方針が受け継がれた如くで、内諸司使の肩書きを帯びた内官の事跡は全く検出されない。ところで、これに代つて当該時期において多く見られるのが「中使」の呼称である。中使はすでに後梁・後唐朝においても少なからず見受けられるが、後晋以降は全事跡に占めるその割合が高い。中使は内廷から派遣される内官の使者を意味する。中使が内官の任じた使者であることは、唐代の事例ではあるが、例えば張九齡の「大唐故光祿大夫

右散騎常侍集賢院學士贈太子少保東海徐文公神道碑銘并序」に、徐文公(堅)の死去に際し、「中使、内侍、伊鳳祥」が派遣されて弔祭を執り行ったとあることや、李舟の「謝敕書賜臘日口脂等表」に、「中使、内府、丞、張某」が派遣されて李舟に臘日の口脂等を下賜したとあることなどから明かである。

中使の任務は実に多様である。中使に関する記事は『全唐文』が多く載せているので、いまそこに見える記事から任務の大凡の傾向を窺うと、その半数近くが百官への下賜物の伝送で、次ぎに祭祀の挙行や弔問、将兵や官僚の慰撫・宣慰、官僚への官職・封爵の授与、官僚の疾病の見舞い、官庁への連絡等が約三割を占めている。この他件数は少ないが、軍隊の監護、辺防拠点や行營前線への使者、山陵の造営、外国への使節、民情の訪察など様々な任務が見い出される。さて、この様な傾向を見るとき、中使は国政運営上の職任を拝したというより、皇帝の恩恵を下賜する役目を命ぜられたと理解する方が実態に近い。内官が皇帝の「家僕」的存在であることからすれば、中使の任務は内廷における業務とともに内官の本質的な仕事であったといえる。

以上要するに、その事跡から窺う限り、後晋以降の内官の職務は皇帝の恩恵の伝達という本質的任務が専らとなり、外廷政治に関わる任務は殆ど見られなくなることがわかった。

ところで、『旧五代史』卷八八、李彦韜伝に、

李彦韜、(中略) 及少帝嗣位、授蔡州刺史、入為内客省使、宣徽南院使。未幾、遙領寿州節度使、充侍衛馬軍都指揮使、檢校太保、俄改陳州節度使、典軍如故。每在帝側、升除將相、但与宦官近臣締結、致外情不通、陷君於危亡之地。

とあり、また同書卷九六、孟承誨伝に、

孟承誨、(中略) 高祖有天下、擢為閤門副使、累遷宣徽使、官至檢校司空・太府卿・右武衛大將軍。及少帝嗣位、以植性纖巧、善於希旨、復与権臣宦官密相表裏、凡朝廷恩沢美使、必承誨為之。

とあつて、後晋の少帝朝に侍衛馬軍都指揮使李彦韜と宣徽院使孟承誨が、内官と結託して恣に振る舞つたことを伝えている。これよりすれば、当代、内官が権臣の権力扶植に関与した如くである。しかし、その様な政治権力との関わりは飽くまで彼らの君側侍従という属性に由因するものであつて、外廷政治との関わりの然らしめたものではなかつた。

以上、五代諸王朝における内官運用の実態について検討してみた。その結果、時に内官の個人的専横や権臣との結託が認められるものの、大唐の旧態を復そうとした莊宗朝を除いて、各王朝とも内官の職任をその本質的任務である内廷業務及び聖恩伝達の勅使としての業務に限定し、外廷政治への関与を極力控える方策を講じたことが窺われた。

三 五代における内諸司使・三班官の活動

唐中葉以降、唐朝皇帝が内官を重用した背景には結果的に社稷を危うくしたものの、本来、彼らを頗使し国政を直接掌握しようとする意図があつたと思う。その様な君権伸長の思惑は武断志向の顕著な五代の諸皇帝においては一層強いものがあつたはずである。然るに以上考察した如く、彼らは唐帝が爪牙耳目と恃んだ内官集団を政治の表舞台から遠ざけた。本章では五代の皇帝が君権の伸長を目論みながら、その手段として内官の活用を企図しなかつた背景を探つてみたい。

（1）唐末における内廷組織の変質

唐代、律令官制に規定された内官の官庁は内侍省であつたが、唐中葉、令外に内諸司が置かれ、内官の使職である内諸司使が設けられた。当初、内諸司使は文字通り内廷に職を奉じていたが、内官が軍事権を掌握し次第に権勢を拡張すると、徐々に外廷の政治機関の職務を侵奪し、唐末には国政運営に携わるようになった。冒頭紹介した朱全忠の内官肅清に関する『通鑑』の記事の中で、宰相崔胤が「内諸司使」の事務を「省寺」すなわち尚書省・九寺に帰すことを要請した事実はそのことを如実に物語っている。また、『唐語林』巻八、補遺に、

置左右軍十二衛・觀軍容処置・樞密・宣徽四使院、擬於四相也。十、六宮使、皆宦者為之。分卿寺之職、朝廷班行備員而已。

とあり、内諸司使を指すものと思われる「宮使」が、九寺の職を分担していたことを伝えている。この様に内諸司使として国政を牛耳り或いは禁軍を統べて軍事権を掌握していた内官が、篡奪を目論む朱全忠にとつて大きな障害であつたことはいまでもなく、天福三年、彼は果たして内官肅清に踏み切るのである。

さて、内官が肅清された後、彼らが掌握していた軍事権は宰相の崔胤に委ねられたが、内諸司使については如何なる対応がなされたのか。前掲の後唐莊宗による内官復用を伝えた『通鑑』の記事によれば、「内諸司使、自天祐以来、以士人代之」とあつて、天祐年間以降、内官に代わり士人がこれに充てられたという。そこで、具体的にどの様な人事が行われたのか見てみよう。『通鑑』巻二六四、唐昭宗・天祐元年閏四月戊申の条に、

救、内諸司、惟留宣徽等九使外、余皆停廢、仍不以内夫人充使。以蔣玄暉為宣徽南院使兼樞密使、王殷為宣徽北院使兼皇城使、張延範為金吾將軍充街使、以韋震為河南尹兼六軍諸衛副使。又徵武寧留後朱友恭為左龍武統軍、保大節度使氏叔琮為右龍武統軍。典宿衛皆朱全忠之腹心也。

とあり、これによれば内官肅清後、内諸司使には暫定的には内夫人（宮官）が任ぜられていたが、ここに至つて改めて内諸司使・宿衛統兵官ほかの人事が断行された如くである。『通鑑』はこの結果、宿衛統兵官は朱全忠の腹心の部下によつて占められるようになったとしているが、実は宣徽院使等の内諸司使に起用された者も同様に朱全忠の腹心であつた。すなわち、宣徽南院使兼樞密使に任ぜられた蔣玄暉なる者は、その具体的官職名は判明しないが、『唐書』の彼の伝（巻二二三下、姦臣伝）によれば「朱全忠に事え腹心と為る」とあり、『通鑑』（巻二六三、天復三年丙辰の条）は朱全忠の「親吏」とする。また、宣徽北院使兼皇城使に任ぜられた王殷なる者は、『通鑑』（巻二六四、天復三年夏四月己卯の条）によれば朱全忠の「押牙」とある。この押牙（押衙）は節度使幕下の最高幹部將校の一つで軍營の総務部長に当たる。

つまり、朱全忠は唐朝の内官は一掃したものの、内諸司使のポストは皇帝の側近を蓄養する器として残し、唐朝皇帝が内官を起用したように、彼における家産官僚的な人材すなわち即位以前から臣従していた属僚をこれに起用したのである。かくて、内官を任じた唐朝の令外内廷組織は、ここをもつて朱全忠の親信士人によつて構成された外廷組織に質的転化を遂げたのであつた。そして、この様な内諸司使に関する人事の方針は、内官政治を志向した後唐莊宗朝を除き、五代の歴朝に継承された。表2は五代皇帝の即位に伴つて内諸司使を拜命した人物について、就任以前

表2 五代の皇帝と内諸司使就任者の関係

王朝	皇帝	人物	初授内諸司使	即位以前の皇帝との関係	出典
後唐	荘宗	李紹宏	宣徽使	宦者。荘宗、廬龍節度使時の中門使	『旧五代史』72
		楊彦詢	引進副使	荘宗、魏州在鎮時に事う	『旧五代史』90
		劉處讓	客省使	荘宗、後梁との対峙中、行台左驍衛將軍を授く	『旧五代史』94, 『新五代史』47
	明宗	張延朗	莊宅使	明宗の元從孔目官	『旧五代史』97
		朱宏昭	文思使	明宗、在藩時の典客	『旧五代史』66
		馮贇	客省使	明宗、節度使時の進奏官	『新五代史』27
		李仁矩	内職	明宗、在藩時の客將	『新五代史』26
		孟漢瓊	諸司使	明宗、常山在鎮時に左右に侍る	『旧五代史』72
		李從璋	大内皇城使	明宗の猶子	『旧五代史』88
		李從敏	皇城使	明宗の猶子、真定在鎮時、成徳軍馬歩都指揮使となる	『旧五代史』123
	末帝	王仁鎬	作坊副使	明宗、邢台在鎮時の牙校	『宋史』261
		劉延朗	莊宅使	末帝、鳳翔在鎮時の孔目官	『新五代史』27
		劉延皓	宮苑使	末帝の後の弟、鳳翔在鎮時の元隨都校	『旧五代史』69
	房勗	宣徽北院使	末帝、河中在鎮時に賓客を治む	『旧五代史』96	
後晋	高祖	李守貞	客省使	高祖、河陽在鎮時の典客。移鎮後も従う	『旧五代史』109, 『新五代史』52
		焦繼勳	皇城使兼宮苑使	高祖、太原在鎮時に帳下に留む	『宋史』261
		孟承誨	閤門副使	高祖、大名府在鎮時の客將	『旧五代史』96
		劉繼勳	閤門使	高祖、鄴都在鎮時の客將。移鎮後も従う	『旧五代史』96
		李承福	皇城使	高祖の家臣	『旧五代史』90
	少帝	李彦韜	内客省使	高祖、帳下に収む。少帝の腹心となり、客將・牙門都校を歴す	『旧五代史』88
後漢	高祖	扈彦珂	宣徽南院使	高祖、太原在鎮時の河東節度左都押衙	『宋史』254
		李暉	大内皇城使	高祖、河東在鎮時の牙將	『旧五代史』129
		王峻	客省使	高祖、数鎮を歴す間、典客として従う	『旧五代史』130
		後贊	飛龍使	高祖の牙將	『新五代史』30
		吳虔裕	引進使	高祖、許州在鎮時、右職に署す。後、太原に従う	『宋史』271
		李彦從	左飛龍使	高祖、禁軍長官在職時、親信となす	『旧五代史』106
後周	太祖	鄭仁誨	客省使	太祖、樞密使在職時に從職となる	『旧五代史』123
		李彦顔	綾錦副使	太祖、鄴都在鎮時、左右に置く	『旧五代史』129
		向拱	宮苑使	太祖、節鎮時の知客押牙	『宋史』255
		吳延祚	莊宅副使	太祖の親校	『宋史』257
		趙晁	作坊副使	太祖、鄴都在鎮時に麾下に委質す	『宋史』254
	世宗	魯居潤	軍器庫使	世宗、京兆尹在職時、府中の要職に補す	『宋史』262

注1 「初授内諸司使」欄には内諸司使として最初に補された官銜を採録した。

注2 「即位以前の皇帝との関係」欄は即位以前に当該皇帝と何らかの関係を有する場合にその関係を採録した。

に当該皇帝と何らかの関係を有する場合にその関係を採録したものである。表を一見すれば明らかなく、歴朝の内諸司使就任者に関して、皇帝の即位以前にその属僚として仕えた経歴をほぼその殆どにおいて確認することができる。¹⁴⁾

ところで、内諸司使と同じく唐中葉に内官の令外官として出現した「供奉官」・「殿直」・「承旨」と称される諸官がある。宋代に「三班使臣」と総称される官職系で、宋代では武官の寄禄官として内諸司使の下に位置付けられる。五代においてはこの三班官から内諸司使の階に遷るのが一般で、宋代における寄禄官の序列はこれに因んでいる。その意味で五代の三班官は内諸司使を輩出する母胎であったといつてよい。そして、この三班官に起用された人材も内諸司使と同様に皇帝の即位以前から臣従する腹心であった。¹⁵⁾

要するに、この三班官・内諸司使よりなる官職系列は五代の王朝機構において特異な位置を占め、これに充当された者達は皇帝の側近官僚集団といった実態を備えていた。内諸司使は時に「内職」と称されたが、その置かれた立場の特殊性を物語っているといえよう。

(2) 五代における内諸司使・三班官の活動

内諸司使・三班官の起源は唐中葉にあるが、それが内官の令外官であったことから唐代における組織や活動の実態を伝える史料は少ない。ただ、内諸司使については、前述した如く、具体的な実態はよくわからないが、唐末に三省・九寺の職務を侵奪していたことが知られている。ところが、五代に入るとこれら諸官の動向を伝える史料が俄に増えてくる。これは唐末に令外内廷機関が外廷組織に質的転換を遂げたことによるも

のであろうが、その背景には皇帝の親信士人で構成されたこれら諸官を積極的に活用し、その政治意図を国政に直接的に反映させようとした皇帝の思惑があつたものと推察される。

五代の内諸司使・三班官の活動を見てみると、軍事に関する事跡が最も多く、中でも軍隊の監督官である「都監」への起用が特色として指摘される。唐宋時代における都監は野戦部隊である行営軍や各地に分屯する屯駐禁軍に添差され、統兵官の軍政を監督し、その遠心化を防止する役割を担った。¹⁶⁾ 五代歴朝は驕藩の内憂と契丹の外患に曝されたため、頻りに軍事行動を起こし、領域内外に軍隊を展開させた。軍隊の発動に当たって、政府はその遠心化に殊のほか意を払わねばならなかった。それは対応を過れば政権の存立を危うくしたからであり、禁軍を率いて出陣し倒戈して王朝を樹立した後唐の明宗や後晋・後漢の高祖、或いは征蜀遠征軍を擁して自立した後蜀孟知祥等の事跡に照らして明かである。その意味で皇帝乃至政府の都監に対する期待は大きく、その期待を担うに足る人材が充当された。表3はその様な都監の事例である。この外、彼らの任じた軍事に関する職任としては、例えば三班官に関していえば、軍事行動における軍隊の統率、朝廷と行営前線や沿辺の辺防拠点との連絡、地方の巡検すなわち警察業務、叛兵や捕虜の護送、或いは謀叛・不逞の藩鎮への譴責の勅使などが指摘される。¹⁷⁾

ところで、この様な職任、就中その特色である都監の任務は、実は唐代において内官が命ぜられたものであった。戦目付けたる監軍が有事の征討軍に添設される事例はすでに春秋時代に見い出され、監軍職それ自体の歴史は甚だ長い。唐朝も監軍職を設け、当初は御史をこれに任じた。従来、有事の軍事行動には臨時に大総管・総管なる軍司令官が任命され、折衝府或は辺境鎮戍の府兵を以って行営軍を編成したが、安史の乱後、

表3 内諸司使・三班官の都監就任事例

王朝	皇帝	時代	年/月	人物	官 銜	都 監	関連事項	出 典
後梁	太祖	開平	3/5	?	使臣	(同州) 監軍	同州節度使劉知俊、鳳翔に降附す	『通鑑』267
			4/1	杜廷隱 丁延徽	供奉官	監魏博兵三千	後梁の鎮定(趙) 侵寇	『通鑑』267
	末帝	不明	?	安重阮	客省使	段凝の蒲晉経略軍を監す	晋との攻防	『旧五代史』90、安重阮伝
後唐	荘宗	同光	1/8	段凝	(荘宅使)	(河東の晋と対峙する) 大軍を監す	後梁と晋の攻防	『通鑑』272
			2/1	李紹宏	宣徽(院)使	監軍	契丹の幽州侵寇に対する防衛	『通鑑』273
			2/5	李紹宏	宣徽(院)使	(北面) 招討都監	契丹防禦	『旧五代史』32
			3/9	李從襲	供奉官	(西川行營) 中軍馬歩都指揮監押	前蜀征討	『通鑑』273
			3/12	史彦瓊	武德使	鄴都監軍	戸部尚書王正言、興唐尹・知鄴都留守事就任	『通鑑』274
	明宗	天成	1/10	李嚴	客省使	西川都監	西川(孟知祥)・東川(董璋)の経略	『通鑑』275
			2/2	康福	飛龍使	襄州兵馬都監	荆南征討	『新五代史』46康福伝
	廃帝	清泰	1/9	張延播	客省使	(東川行營) 馬軍都監	伐蜀之役(東川の董璋征討)	『旧五代史』97張延播
			1	張鵬	供奉官	軍旅を監す		『旧五代史』106張鵬
			3/9	劉延朗	宣徽南院使	(太原征討)の侍衛歩軍都指揮使の軍を監す	太原の石敬瑭? 征討	『通鑑』279
後晋	高祖	天福	5	李守貞	客省使	(馬全節軍を) 監す	安州李金全征討	『新五代史』51李守貞
			6/8	張從恩	宣徽南院使	東京内外兵馬都監		『旧五代史』80
			6/11	陳思讓	作坊使	先鋒右廂都監	襄州の安從進征討	『宋史』261、陳思讓伝
				張從恩	宣徽(南)院使	(南面軍前都部署高行周の軍を) 監す	山南東道節度使安從進征討	
			陳思讓	作坊使	(先鋒使郭金海の軍を) 監す	山南東道節度使安從進征討	『通鑑』282	
	6/12	翟令奇	鄴都作坊使	先鋒都監	成徳節度使安重榮征討	『冊府』123、帝王、征討		
	少帝	開運	9	蕭處仁 高勳	閤門使	(北面行營の歩軍を) 監護す	契丹防禦	『冊府』120、帝王、選將2
2			李守貞	宣徽(北)院使	(北面招討使杜重威の) 都監	契丹防禦	『新五代史』51李守貞	
後漢	高祖	天福	12	王峻	客省使	(荆南/襄漢) 監軍	荆南に奉使	『旧五代史』130王峻
	隱帝	乾祐	1	李彦從	飛龍使	(鳳翔行營) 兵馬都監	三叛(鳳翔王景崇) 征討	『旧五代史』106李彦從
			1/4	王峻	内客省使	(河中行營) 都監	三叛征討	『通鑑』288
			2/4	吳虔裕	宣徽北院使	河中行營都監	三叛征討(河中)の李守貞征討	『宋史』271
			2/7	王峻	南院宣徽使	(永興行營) 都監	三叛征討(永興)の趙思紹征討	『通鑑』288
			2/10	王峻	宣徽北院使	(契丹防禦の軍を) 監す	契丹防禦	『通鑑』288
?	王峻	宣徽(北)院使	(天雄軍) 監軍	周祖(郭威) 天雄軍に鎮す	『新五代史』50王峻伝			
後周	太祖	広順	2/1	向訓	皇城使	(秦寧節度使慕容彦超征討軍の) 都監	秦寧節度使慕容彦超征討	『通鑑』290
			?	曹彬	供奉官	河中都監		『宋史』卷258、曹彬伝
			?	向訓	皇城使	昭義の屯軍を監す	北漢との攻防	『宋史』255、向訓伝
			?	楊廷璋	皇城使	昭義兵馬都監	北漢との攻防	『宋史』255、楊廷璋伝
	世宗	顯徳	?	向訓	宣徽使	(北漢防禦の軍を) 監す	北漢防禦	『通鑑』291
			1/3	向訓	(宣徽院使)	(河東行營) 都監	北漢親征	
			?	?	使臣	(北漢征討軍の) 監押	北漢征討(高平の役)	『旧五代史』114
			2/7	向訓	(宣徽南院使)	(西南) 行營兵馬都監	秦鳳奪回	『通鑑』292
			3	曹彬	供奉官	潼關監軍		『宋史』卷258、曹彬伝
			5/2	李謙溥	閑廐使	(建雄/晋州) 都監	北漢との抗争	『通鑑』294
			5/6	李謙溥	(閑廐使)	(晋州) 都監	北漢との抗争	
			?	曹彬	西上閤門使	晋州兵馬都監		『宋史』258、曹彬伝
			?	潘美	西上閤門使	陝州軍を監す		『宋史』258、潘美伝
			?	潘美	西上閤門使	永興の屯兵を護す	隴蜀出征	
?	張勳	内園副使	霸州兵馬都監		『宋史』271、張勳伝			

表4 唐代内官の都監就任事例

皇帝	年号	年/月	人物	官銜など	都監(監軍)	軍事行動	出典
徳宗	貞元	3/5	宋奉朝	宦者	吐蕃会盟使の行営軍の都監	吐蕃と会盟	『通鑑』232
		15/7	賈秀英		都監軍使	呉少誠(淮西)征討	『旧唐書』145、呉少誠伝
賈良国	中人		都監軍使(都監)				
憲宗	元和	1/1	劉貞亮	(宦者)	高崇文の軍を監す(都監)	劉闢(西川)征討	『唐書』119、白居易伝
			俱文珍	宦官	都監軍使		『唐大詔令集』124
		2/9	薛尚衍	内官	都監招討宣慰等使	李錡(浙西)征討	『冊府』122、帝王・征討2
		9/10	崔潭峻	内常侍	申光蔡等州招撫使嚴綬の軍を監す	呉元済(淮西)征討	『旧唐書』145、呉元済伝
		11/12	梁守謙	右軍中尉	淮西行営諸軍を監す		『冊府』122、帝王・征討2
		12/8		中使	※監陳(『旧唐書』170、裴度伝「監陣」)		『通鑑』240
穆宗	長慶	15/10	梁守謙	知樞密使	左右神策京西北行営都監	吐蕃防御	『通鑑』241
		1/12	謝良通		監軍	鎮州征討	『通鑑』242
懿宗	咸通	7/5	韋仲宰	敕使	※監陳、7千人を率いる	安南征討	『通鑑』250
		9・10	楊復恭	(宦者)	※監陳、功有り	龐勛征討	『旧唐書』184、楊復恭伝
僖宗	乾符	3/12	楊復光	(宦者)	招討副使都監	王仙芝征討	『通鑑』252
		中和	1/2	楊復光	樞密使	京西南面行営都監	黄巢征討
	1/7		楊復恭	(宦者)	天下行営兵馬都監	『冊府』123、帝王・征討3	
	2/1		西門思恭	右神策觀軍容使	諸道行営都監	『通鑑』254	
			楊復光	(宦者)	南面行営都監使		
	3/1	陳景思		北面都統監軍使			
楊復光		(宦者)	東面都統監軍使	『通鑑』255			
		西門思恭	(宦者)	都都監			

注 ※の「監陳」・「監陣」も行営に従軍した監郡の一種と考える。

節度使が全国に列置されると、塞外民族の侵寇、国内の反乱ともに節度使が常駐の募兵藩軍を率いてこれに当たることとなった。通常は複数の藩鎮が動員され、時に禁軍がこれに加わることもあった。この様な征討軍の質的变化に応じて、これらの混成軍団を統制し政府の軍事方針を忠実に行営軍政に反映させるため、監軍職には内官が起用されることとなり、徳宗朝あたりから(行営)都監の称をもって呼ばれるようになった¹⁹⁾。節度使の全国列置に伴い、節度使の藩政を監督するために監軍使が設けられたが、この監軍使と臨時の軍事行動における行営都監の職任は、唐朝内官の外廷における主要な差遣であった。表4は唐代における内官の任じた都監の事例である。

要するに、唐朝において内官が任ぜられた主要な職任は、五代においては皇帝の親信士人によって構成された内諸司使・三班官が拝命するようになったわけである。

以上要するに、唐朝皇帝はその家産官僚的存在である内官を頗使し国政の直接的な掌握を図ろうとしたが、節度使から登極した五代の皇帝は自らの権力装置として藩鎮幕下の故吏を擁していたので、政權の座に着くや、彼らを内官の官職であった内諸司使・三班官に登用し、これに代えて頗使したわけである。つまり、五代の皇帝は時に政治の紊乱を招来しかねない危険を冒してまで、敢えて内官を外廷の職任に起用する必要は全くなかったのであった。内官に求められたのは内廷における本来的業務をひたすら遂行することであった。

おわりに

小論の目的は宋朝における内官運用の特色の淵源を五代に遡って考察することにあった。結論を述べれば、大唐に倣おうとした後唐・荘宗朝を除き、五代諸政権の基本的姿勢には一貫して内官の活動を内廷業務に制約しようとする動きが認められ、宋朝の内官抑制政策に繋がる潮流を看取することができる。しかし一方、内官を外廷政治に積極的に活用しようとする動きはいまだ認められず、彼らの外廷における活動も精々皇帝の恩沢を伝授する勅使的な任務に止まっていた。

この様な状況が醸成された背景には、五代皇帝の親信士人で構成された内諸司使・三班官の存在とその活動があった。しかし、宋に及ぶとこれら諸官は次第に側近官僚の色合いを失い、五代にあつて主として軍事職に任じていたことから武官の寄禄官に転化して行く。筆者は内官が外廷の差遣を拝命するようになるのは、この内諸司使・三班官が側近的性格を喪失して行くことと関わりがあると考えている。内官・内諸司使・三班官をめぐるその様な変化は、宋の支配領域の拡大に伴い進行して行くのだが、これについては稿を改めて論じたい。

註

(1) 拙稿「御薬院考」(『別府大学短期大学部紀要』六、一九八七)、「内東門司考」(『史学論叢』一一、一九九〇)。御薬院と内東門司はいずれも宋朝における内官の官衙であり、それぞれ皇帝の健康管理と内廷の物資調達・人物の出入管理等を業務とした。各官衙の責任者は勾当御薬院、勾当内東門司と称され、内官従八品の入内供奉官

が充てられた。両勾当官は各官衙の責任者としての任のほか、屢々外廷における軍事関係の職任、特に行営軍の監督官的任務(監軍)を与えられ、軍隊の遠心化を防止するとともに、皇帝乃至は政府の軍事方針を行営軍政に忠実に反映させる役割を果たした。

(2) 宋代に内官を外廷の差遣に任じた事例は多数指摘できる。註(1)に述べた如く、勾当御薬院や勾当内東門司を軍事行動における監軍職に任じたこともそうであるが、いま宋初の事例を二、三示してみよう。先ず軍事面では、『統資治通鑑長編』卷一三、太祖・開宝五年八月己亥の条に、

初嶺南所在賊起。偽開府樂範・土豪周思瓊等、各聚衆負海為乱。尹崇珂領兵擊之。上遣中使李神祐督戰。数月尽平其党。

とあり、太祖朝、嶺南の土豪の反乱に際し、中使李神祐が征討軍を督したことが伝えられている。この職任は後述する行営都監・監押の職に当たり、それらは武官の一般的差遣であった。因みに、『宋史』李神祐伝(卷四六六)によれば、この時、李神祐は殿頭高品であったという。また、同書卷一六、太祖・開宝八年十二月己亥の条に、

李繼隆、(中略)自江南兵起、数往来、(中略)時軍中使臣・内侍、凡十数輩、皆伺城陷献捷。会有機事当入奏、皆不願行。繼隆独請赴闕。

とあり、太祖朝、南唐攻略の前線に内侍が朝廷との連絡要員として派遣されていたことが窺われる。この職任は走馬承受公事の職に当たり、後にやはり武官の一般的差遣となる。

次に財政面では、同書卷一三、開宝五年十二月己亥の条に、

杖殺内班董延譚。坐監車營務盜芻粟、累贓数十万。鞫之得実故也。

とあり、内班董延諤が車營務の監当官に任じていたことが知られる。監当官も武官の一般的差遣である。

次に警察業務では、同書の卷七〇、真宗・大中祥符元年九月己巳の条に、

命殿頭高品周文質、提挙陝西賊盜事。

とあり、やや時代は降るが、真宗朝に殿頭高品周文質が提挙陝西賊盜事に任じていることが知られる。

(3) 余華青『中国宦官制度史』(上海人民出版社、一九九三)。

(4) 拙稿「唐宋時代の宣徽院使について―主に五代の宣徽院使の活動に注目して―」(『北大史学』一八、一九七八)、「唐・五代三班使臣考」(『宋代の社会と文化』、汲古書院、一九八三)、「北宋三班使臣考」(『別府大学短期大学部紀要』七、一九八八)。

(5) 河東・幽州・清海・西川等一部雄藩において、監軍の代わりに囚人を斬つて、内官を庇護したこと(『通鑑』二六四、天復三年二月壬申の条)、特に河東に関しては、その後、監軍の張承業が李存勗を助けて、王業の基を築いたことはよく知られている。

(6) 唐の知内侍省事については、室永芳三「唐内侍省知内侍省事(上)・(中)・(下)」(長崎大学教育学『社会学論叢』三八・三九・四〇、一九八九・九〇)がある。

(7) 『旧五代史』卷七二、馬紹宏伝に、
初与孟知祥同為中門使。周德威薨。莊宗兼領幽州、令紹宏權知州事。即位之初、郭崇韜勳望高、旧在紹宏之下。時徵潞州監軍張居翰、与崇韜並為樞密使。紹宏失望、乃為宣徽使。以己合當樞密任、常鬱鬱側目於崇韜。崇韜知其嫌也、乃置内勾之目、令天下錢穀簿書、悉委裁遣。

とあって、李紹宏(馬紹宏は莊宗から国姓の李姓を賜わる)の内勾使就任の経緯が記されている。また、『通鑑』卷二七三、後唐莊宗・同光二年二月辛巳の条に、

郭崇韜知李紹宏怏怏。乃置内勾使、掌内勾三司財賦。以紹宏為之、冀弭其意。而紹宏終不悅、徒使州县增移報之煩。

とあり、内勾使の職任を『旧五代史』は「天下錢穀の簿書をして悉く裁遣せしむ」と記しているが、三司財務の統轄であったことが知られる。因みに、「勾」は「勾」に通じ、取り扱うの意である。

(8) 『册府元龜』卷六七〇、内臣部・誣構の項に、

後唐李延安・李從襲・呂知柔、皆供奉中官也。莊宗同光三年、伐蜀。魏王繼岌為都統、郭崇韜為副、(中略)時莊宗令延安・從襲・知柔為都統府綱紀、見崇韜行府。

とある。征蜀行營の総帥は都統の魏王李繼岌であったが、実質的な司令官は樞密使で行營招討使に任じていた郭崇韜であった。この記事は、莊宗が内官の李延安・李從襲・呂知柔を李繼岌に付けて、郭崇韜の軍政を監視させたことを伝えている。

(9) 『旧五代史』卷七二、孟漢瓊伝に、

本鎮州王鎔之小豎也。明宗鎮常山、得侍左右。明宗即位、自諸司使累遷宣徽南院使。(中略)閔帝嗣位、尤恃恩寵。期月之内、累加開府儀同三司・驃騎大將軍。西軍既叛。(中略)時王淑妃恒令漢瓊傳教旨於潞王、王善待之。故漢瓊自謂潞王於己有恩。乃單騎至澗池、謁見潞王。因自慟哭、欲有所陳。潞王曰諸事不言可知。漢瓊即自預從臣之列、尋戮於路左。

(10) 『全唐文』卷二九一。内侍は唐の内官の官衙内侍省の長で、品階は従四品上である(『旧唐書』卷二四、職官志・内侍省)。

(11) 『全唐文』卷四四三。内府丞は内侍省下の内府局の次官で、品階は正九品下である(同右)。

(12) 『全唐文』が載せる中使の記事は五〇〇件を超える。この中には任務が判然としないもの、任務を截然と弁別できないものなどが少なからずあるので、凡その傾向を窺うに止めざるを得なかった。

(13) 内官の令外官とあって、内諸司使の設置時期を明確に伝える史料はない。王寿南氏の『唐代宦官権勢之研究』(正中書局、一九七
一)によれば、内官の外使(外廷の使)への任用はすでに唐初において見られるという。氏は更に肅宗朝以降、内官が外廷・内廷の多くの使職に任じたことを具体的な職名を挙げて指摘している。恐らく、玄宗以降の内官重用の流れの中で、内廷の使職である内諸司使も出現してくるのではないかと思われる。玄宗朝以降、内諸司使への就任乃至はそれと推断される事例は史料に散見されるが、比較的早い時期のものとしては、肅宗の至徳二年以前に李輔国が閑廐・五坊・宮苑・裁接・長春宮等使を拝したことが指摘される(『旧唐書』卷一八四、李輔国伝)。

(14) 表2に採録した事例は皇帝の即位直後に内諸司使を拜命したことが明らかかなものである。実は即位に伴って拔擢されたものかどうかが判断できないものの、即位前の皇帝に仕え、即位後のある時点で内諸司使に就任していることを確認できるものが、これ以外に幾例もある。この様な事実からして、内諸司使には皇帝の即位前から旧臣が起用されるのが一般であったと考えるよからう。

(15) 註(4)の拙稿「唐・五代三班使臣考」を参照いただきたい。本稿は主として五代の三班官の活動と出自について考察したものであるが、三班官には皇帝の即位以前の親臣、皇帝と姻戚関係にある者、

皇帝の親臣の縁故者、或いは「死王事之臣(戦役における殉死者)」の子弟など、皇帝と私的親信関係にある者或いは皇帝に強い忠誠心を抱く者が任用されていることを指摘した。

(16) 『旧五代史』卷一二五、王繼弘伝に、
王繼弘、(中略)晋高祖為明宗將、署為帳中小校。天福中、為六宅副使。性負氣不遜、禁中與同列忿爭、出配義州軍。歲余、召復内職。

とあって、後晋高祖の小校から六宅副使に任ぜられた王繼弘なる者が、禁中における不祥事を以て左遷され、歳余にして復職したことを伝えている。これによれば、六宅副使が「内職」と称されていることがわかる。いま一例挙げると、『旧五代史』卷九〇、田武伝に、武の子について「子仁朗・仁遇並びに内職を歴す」とあるが、『宋史』卷二七五の田仁朗の伝によると、彼は西頭供奉官・洗院副使・内洗院使・左藏庫使・權易使・西上閤門使・東上閤門使を歴任したことが確認される。従って、閤門使以下の内諸司使が「内職」と称されたことが知られる。

(17) 拙稿「宋都監探原考(一)——唐代の行營都監——」(『別府大学紀要』三七、一九九六)、「宋都監探原考(二)——五代の行營都監——」(『別府大学アジア歴史文化研究所報』一四、一九九六)、「宋都監探原考(三)——五代の州県都監——」(『史学論叢』三四、二〇〇四)。

(18) 註(4)の拙稿「唐・五代三班使臣考」。

(19) 註(17)の拙稿「宋都監探原考(一)——唐代の行營都監——」。